

郡上市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 仕様書

1 業務名

郡上市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務目的

本業務は、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の積極的な活用を図るため、民間事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、寄附を行う見込みのある企業（以下、「寄附見込企業」という。）へ働きかけを行うことで、効率的な寄附獲得を目指すものである。

3 契約の期間

契約締結日から契約締結年度末まで

ただし、契約満了の1か月前までに郡上市又は受注者の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

4 業務内容

- (1) 企業版ふるさと納税による寄附見込企業に対する郡上市の寄附対象事業の紹介及び企業版ふるさと納税制度の説明。
- (2) 寄附見込企業の新規開拓及び郡上市への寄附見込企業の紹介。
- (3) 寄附見込企業への寄附手続きの説明や問い合わせへの対応。
- (4) その他、寄附獲得に向けた支援に関すること。

5 委託料

- (1) 委託料の算定は、成果報酬型とし、本業務を通じて寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算定した委託料額を支払うものとする。
寄附金額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする）
上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- (2) 委託料率は寄附金額の20%（消費税及び地方消費税別）以内。
- (3) 「4 業務内容」にかかる費用は全て委託料額に含まれるものとする。
- (4) 委託料は、寄附申出書の記載内容により判断するものとし、紹介者として寄附申込書に記載された受注者1者に対してのみ支払うものとする。
- (5) 寄附金額に応じて委託料が支払われることについて、予め受注者が寄附見込企業の了解を得ることとする。

6 委託料の支払い時期

寄附見込企業が発注者に対して寄附を行った後、受注者の請求により、委託料の支払いを行うものとする。ただし、委託料の支払いは寄附受領後、直近の議会における補正予算承認後とする。

7 一括再委託の禁止

受注者は、本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし発注者と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により発注者の承認を得るものとする。

8 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。また受注者は本業務より知り得た個人情報の取り扱いについては個人情報の保護に関する法律の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

9 その他

- (1) 寄附を行うことの代償として、受注者が寄附企業に経済的利益を供与することを禁止する。
- (2) 受注者は、業務の進捗に応じて定期的に発注者に対して報告を行うこととする。報告内容及び報告時期については、受注者と協議により定めるものとする。
- (3) 寄附は原則、現金での受領とする。物品の場合は、発注者が寄附受領の可否を判断するものとする。
- (4) 寄附対象事業費を超える額の寄附が見込まれる場合は、受注者は速やかに発注者へ報告すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとする。